

保育園及び小中学校給食における定期的な牛乳の放射性物質検査を求める請願書

請願の要旨

昨年3月の福島第一原発の事故により、深刻な放射能汚染が起こったことは周知の通りです。放射性物質による低線量被ばくが人体にどのような悪影響を与えるかは、明らかになっていません。10年後、20年後になってから現れる晩発性障害や遺伝的影響も非常に危惧されます。長野県の子どもたちが放射能による健康被害を受けないために、直ちに出来る限りの対策をとることは、私たち大人の責務です。

これまで、県の学校給食に使用する食材の放射性物質検査では、牛乳、加工品などの品目は検査の対象外でした。しかし、文部科学省からの委託事業として、学校給食に放射性セシウム134と放射性セシウム137がどれくらい含まれているかを検査するモニタリング事業が10月中旬から始まり、1週間分(5食分)の給食を丸ごと検査するようになったことで、牛乳や加工品も検査されるようになりました。

とはいえ、「丸ごと検査」では、食品単体としては数値が出る食品でも、他の食品と混ぜ合わされることで濃度が薄くなり、汚染された食品であっても不検出として扱われてしまう事が懸念されます。

特に牛乳は毎回給食に出され、なおかつ摂取量も多いので、汚染があった場合に受ける影響は他の食品と比べて大きいと考えられます。放射性物質が少しでも検出されたら給食の食材として使用しないという県の方針が最大限生かされるよう、次の請願項目を求めます。

請願項目

- 1 保育園及び小中学校給食において牛乳の放射性物質検査を定期的に行うこと。
- 2 検査の際には、文部科学省からの委託事業と同様に、検出下限値1 Bq/kg 以下で検査すること。